

- 全ての団員に対し、直接支給している団体は36.0%であった。
- 今までも直接支給が原則とされており（※）、資料2でも示したとおり、近年、団員個人に確実に支払われ支給事務の透明性を図ることができる、団員の士気向上につながるといった理由で直接支給への見直しが進んでいる。

※（参考）これまでの主な通知

①平成20年1月22日付け消防庁国民保護・防災部防災課長通知（抜粋）

「報酬（反対給付）、出勤手当（費用弁償）等は、その性格上本人に直接支給されるべきものでありますので、適切に支給いただきますよう周知願います。」

②平成30年1月19日付け消防庁長官通知・令和元年12月13日付け消防庁長官通知（抜粋）

「年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。」

※なお、消防団員に地方公務員法は適用されないものの、同法第25条第2項の「直接払いの原則」を参考にしている。

（参考）地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋）

（給与に関する条例及び給与の支給）

第二十五条（略）

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

- 出勤手当の法的性格を出勤に応じた報酬とし、金額も引き上げるのであれば、なおさら、個人への直接支給を徹底すべきではないか。
- 団経由で個人に支給するケースも、透明性の観点から個人に直接支給すべきではないか。
- 一部の団員のみ個人に直接支給し、その他の団員については団に支給するというケースも、団員間の公平性の観点から扱いを統一し、個人への直接支給とすべきではないか。